

とちぎの教育振興対策特別委員会

報 告 書

平成 2 2 年 1 2 月

とちぎの教育振興対策特別委員会

目 次

	頁
1 はじめに -----	1
2 委員会の活動状況 -----	2
3 とちぎの教育の現状及び取組状況	
(1) 学校教育の現状と取組状況-----	4
(2) 家庭及び地域の教育の現状と取組状況 -----	7
4 今後の本県教育に向けた施策の展開方向	
(1) 学校教育推進のための方策 -----	12
(2) 家庭及び地域の教育推進のための方策 -----	15
5 おわりに -----	19
6 委員名簿 -----	21
7 調査関係部課 -----	21

1 はじめに

これからの郷土栃木県の発展を考える時、とちぎの子どもたちが健やかに成長することは最重要課題の一つと認識され、これまでも様々な施策が展開されてきた。

しかし、近年、急激な社会情勢の変化に伴い、子どもたちを取り巻く環境が変化し、それらを背景に学力や心にかかわる問題、いじめ・不登校等への対応、あるいは家庭や地域社会の教育力の低下など、教育が直面している課題が数多く指摘されている。とりわけ学校教育には、学力や体力の向上、心の教育の推進、特別支援教育の充実などが求められている。

とちぎの子どもたちが、たくましく生きる力を身に付け、社会的に自立するためには、学校教育はもとより、社会全体の教育力を向上させるための、様々な対応策を講じることが必要である。そこで、学校、家庭、地域社会がそれぞれの役割を明確にし、一層の連携を深め、県民総ぐるみでとちぎの子どもを支え育てていくことが重要と考える。

このため、当委員会においては、「学校、家庭、地域ではぐくむとちぎの教育の推進について」を重点テーマに設定し、必要な調査研究を進めてきたところである。

この報告書は、このような本委員会の活動の結果を取りまとめたものである。

2 委員会の活動状況

(1) 平成22年3月24日(水) [第1回委員会 定例会中]

- ①第301回定例会において、本委員会が設置され、委員が選任された。
正副委員長の互選の結果、委員長に斉藤・秀委員が、副委員長に五十嵐清委員が選任された。
- ②閉会中の継続調査事件として、次の1件を議長に申し出、議決された。
・本県教育の振興に関する調査研究について

(2) 平成22年4月23日(金) [第2回委員会 閉会中]

- ①委員席を決定した。
- ②重点テーマを次のとおり決定した。
・学校、家庭、地域ではぐくむとちぎの教育の推進について
- ③年間活動計画を決定した。
- ④教育委員会事務局の関連事業の概要について、教育委員会事務局総務課長、学校教育課長、特別支援教育室長、生涯学習課長、スポーツ振興課長から説明を受けた。

(3) 平成22年6月8日(火) [第3回委員会 定例会中]

- 学校教育の現状と取組状況について、教育委員会事務局学校教育課長、児童生徒指導推進室長、特別支援教育室長、スポーツ振興課長から説明を受け、質疑を行った。

(4) 平成22年7月29日(木)～30日(金) [第4回委員会 閉会中]

- ①和歌山県有田郡湯浅町教育委員会を訪問し、「湯浅町生徒指導総合連携推進事業」の取組について関係者から説明を受け、意見交換を行った。
- ②和歌山県教育委員会を訪問し、和歌山県の教育の現状と「きのくに共育コミュニティ推進事業」について関係者から説明を受け、意見交換を行った。

(5) 平成22年8月6日(金) [第5回委員会 閉会中]

- ①家庭及び地域の教育の現状と取組状況について、教育委員会事務局生涯学習課長、スポーツ振興課長から説明を受け、質疑を行った。
- ②平成21年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査結果について、教育委員会事務局学校教育課児童生徒指導推進室長から説明を受けた。

- (6) 平成22年9月7日(火) 〔第6回委員会 閉会中〕
①栃木県立足利清風高校において、魅力ある学校づくりプラン事業について関係者から説明を受け、意見交換を行った。
②足利市毛野公民館において、足利市少年の砦事業について関係者から説明を受け、意見交換を行った。その後、施設調査を行った。
- (7) 平成22年10月8日(金) 〔第7回委員会 定例会中〕
家庭及び地域の教育の現状と取組状況について、教育委員会事務局学校教育課長、特別支援教育室長から説明を受け、質疑を行った。
- (8) 平成22年11月4日(木) 〔第8回委員会 閉会中〕
総括討議(報告書骨子案)を行った。
- (9) 平成22年12月9日(木) 〔第9回委員会 定例会中〕
報告書(案)について、検討及び取りまとめを行った。

3 とちぎの教育の現状及び取組状況

(1) 学校教育の現状と取組状況

① 学校教育について

ア 基礎的・基本的な学力の向上

児童生徒の確かな学力を育成するため、基礎的・基本的な知識や技能の確実な習得、学習の習慣化等を図る。

- ・「とちぎの子どもの基礎・基本」の内容を確実に習得し、その活用を図るため、学校応援チームの派遣や「とちぎの子どもの基礎・基本」問題事例集の作成、習得状況調査を実施している。

イ 体験活動の充実

児童生徒の社会性や豊かな人間性を育むため、家庭・地域社会と連携した体験活動を促進するための事業を実施している。

- ・小動物飼育指導担当教員研修事業
- ・ふれあい活動高校生をつどいの開催 など

ウ キャリア教育の推進

児童生徒が望ましい勤労観や職業観、職業に関する知識や技能を身に付けられるよう、職場体験活動やインターンシップを行っている。

エ 地域の教育力を生かした学校づくり

地域に開かれた学校づくりを一層推進し、学校が家庭や地域と連携協力しながら特色ある教育活動を展開している。

- ・スクールガード、スクールガードリーダーの配置
- ・民間講師の招へい
- ・高校教育活性化プラン事業

オ 発達課題を踏まえた取組の充実

子どもたちの健全な成長のために、身に付けておくべき発達課題に着目した資料の啓発に努めている。

- ・場に応じた適切な判断力を育てるための指導・援助の在り方
- ・望ましい人間関係を構築する能力の育成
- ・児童・生徒指導が機能する学校体制づくり
- ・発達課題の視点から見た児童・生徒指導の評価について

② 児童生徒の問題行動等への対応について

各学校において、異校種間及び保護者、地域と連携しながら、未然防止、早期発見・早期対応できる指導体制の一層の充実を図っている。

問題行動等調査結果の概要

1 いじめ

本県の状況	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
件数(件)	1, 916	1, 501	1, 193	1, 185
率	8.9(国8.9)	7.0(国7.1)	5.6(国6.0)	5.6(国5.1)

注) 率(千人当たりの件数) (国)は国立・私立を含む

2 不登校・中途退学

本県の状況	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
不登校 (小中)	2, 479	2, 482	2, 345	2, 350
率	1.45(国1.18)	1.46(国1.20)	1.39(国1.18)	1.40(国1.15)
不登校 (高校)	943	1, 044	934	777
率	2.18(国1.8)	2.49(国1.7)	2.29(国1.7)	1.94(国1.7)
中途退学	904	870	874	631
率	2.1(国2.2)	2.1(国2.1)	2.1(国1.9)	1.6(国1.7)

注) 率(百人当たりの件数) (国)は国立・私立を含む

3 暴力行為

本県の状況	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
発生件数	655	793	869	830
発生率	3.1(国3.1)	3.8(国3.7)	4.1(国4.2)	4.0(国4.3)

注) 率(千人当たりの件数) (国)は国立・私立を含む

文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」(平成21年)

ア 早期発見・早期対応できる体制整備

- ・「いじめ・不登校等対策チーム」の学校訪問による学校支援の充実
- ・「学校問題解決支援事業」による関係機関と連携した保護者支援

イ 予防的・開発的な指導の充実

- ・児童生徒主体の「いじめ撲滅運動」の推進
- ・「問題行動等未然防止プログラム事業」による学校の指導力の向上
- ・児童生徒一人一人の対人関係力の向上に関する指導の充実

ウ 中途退学未然防止対策

高校生に対するアンケートや教員への聞き取り調査の実施を通して、教師用指導資料を作成配布し、中途退学の未然防止に努める。

③ 特別支援学校における職業教育の指導充実

知的障害特別支援学校高等部の生徒の増加が著しく、職業教育の強化

が大きな課題である。特に、障害が軽度な生徒が増加しているため、一般就労を目指した職業的自立支援策が求められている。

そこで、高等部の早い段階から、企業における体験学習を実施し、昨年度から知的障害特別支援学校において、教員が企業や障害者就業・生活支援センターの職員などの外部の専門家から実践に役立つ助言を受け、職業に関する専門教科等の指導改善に努める事業を実施し、就職率の向上に努めている。

今年度は、その成果を職業教育指導マニュアルにまとめることとしている。

さらに、今後、職業教育を中心に行う、高等特別支援学校の設置に向けた検討を進めていく。

④ 小・中・高等学校における特別支援教育の推進

小・中学校には、6.3%程度の発達障害が疑われる児童生徒が在籍し、高等学校でも進学者の約2%が支援を要すると言われている。これらの児童生徒に適切な指導及び必要な支援を行う必要があり、特別支援学級の児童生徒数の増加が著しい小・中学校では、新たに担当する教員の専門性の向上が求められている。

そこで、全ての公立の小・中・高等学校において、校内委員会や特別支援教育コーディネーターを整備し、小・中学校では個別の指導計画に基づいた指導をしている。今後、高等学校でも、中学校からの指導内容を引き継ぎ、個別の指導計画を作成し指導を進めていくこととしている。

また、現在、小・中学校の教員の専門性の向上のため、研修交流（校種間の人事交流）や研修体系のあり方を検討している。

⑤ 子どもの体力向上

子どもの体力、運動能力は低下傾向が続いており、また、運動をする子としない子の二極化もみられる。

本県においては、児童生徒の体力テストにおいて、全国との比較で下回っており、特に「走る・跳ぶ・投げる」力が劣っている。

そこで、以下の取組を実施している。

- ・ 体格・体力調査の実施
- ・ 「小学生のための体力づくりの手引き」の活用促進事業
- ・ 体力向上キャンペーンの実施

子どもの体力向上推進フォーラムの開催やスポーツ選手活用体力向上事業 など

- ・体力向上リーフレット（保護者・教職員用）の作成、配布
- ・「スキルアップセミナー」において幼児期の運動習慣化に向けた研修
- ・「総合型地域スポーツクラブ」の育成

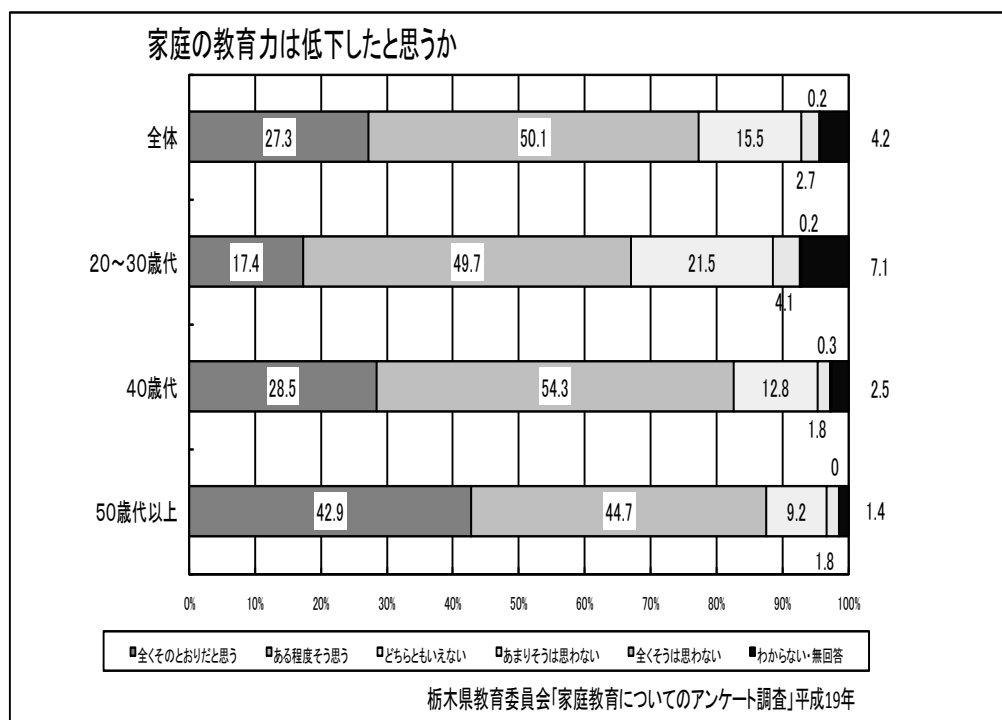
（２）家庭及び地域の教育の現状と取組状況

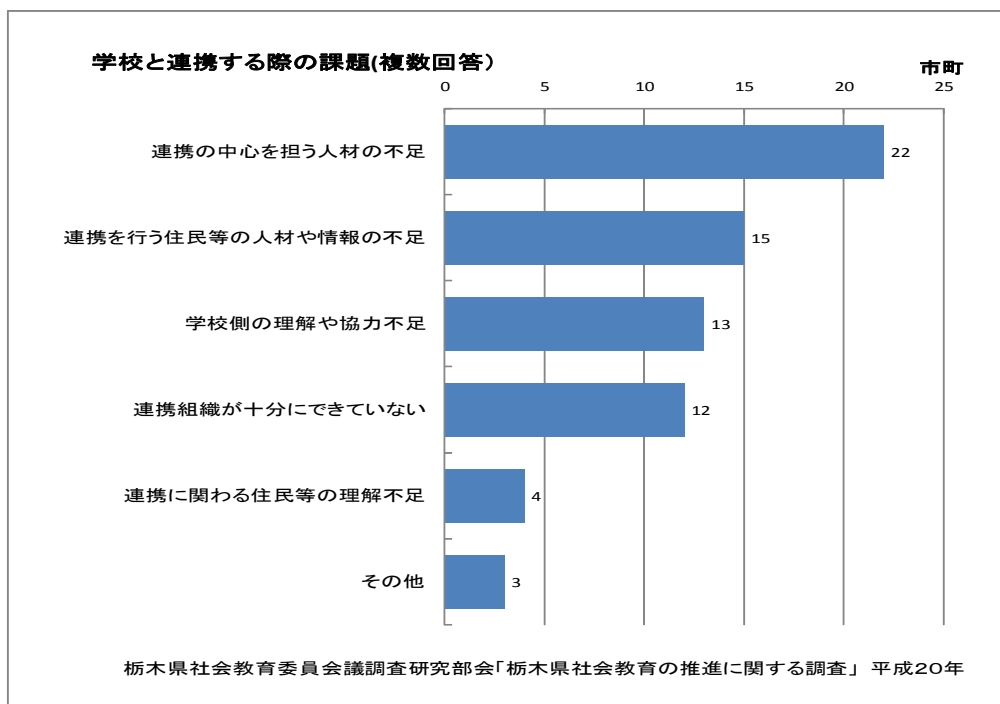
① 家庭及び地域の教育について

都市化、核家族化、少子化、地域の人間関係の希薄化等を背景に、家庭の孤立化が進み、子育て中の親が地域社会との接点を持ちにくくなっている。

その結果、従来は自分の親や地域の人たちから得られていた子育て等に関する情報も得られにくくなり、子どものしつけや子育てに悩みや不安を持つ親が多くなっている。

そして、若い親ほどしつけや子育てについて自信が持てない傾向が見られ、子どもに対して過保護や過干渉、無責任な放任など、望ましい親子関係が築かれていない状況も指摘されている。





そこで、以下の取組を実施している。

- ・親学習プログラム活用促進事業（平成21年度293箇所10,423名参加）
- ・とちぎ家庭教育サポート事業
就労者に対する学習機会の提供と企業の家庭教育支援の理解の促進、ワークライフバランスの推進（21箇所）
- ・家庭教育資料の作成・配布（小学6年生の保護者等 20,000部）
- ・家庭教育や子育てに関する情報の提供
（とちぎレインボーネット内家庭教育支援サイトの開設）
- ・家庭教育電話相談（ホットほっと電話相談・メール相談）（H21相談件数 2,111件）
- ・家庭教育オピニオンリーダーの養成（活動者683名）
- ・学校支援地域本部事業
12市町65地域本部において、地域全体で学校教育を支援する体制づくりを推進する「学校支援地域本部事業」を進めている。
- ・放課後子ども教室推進事業
10市町55教室で地域の人々の参画を得て、子どもと地域住民との交流活動等の機会を提供する取組を支援する「放課後子ども教室推進事業」を進めている。
- ・伝統文化子ども教室事業
子どもを対象に、伝統文化を体験・習得させる機会を地域人材により提供することで、伝統文化を確実に継承、発展させるとともに、豊かな

な人間性を涵養するもので、今年度127教室開催（文化庁事業）

- ・とちぎ発社会教育推進事業

住民の社会参加を促し、地域教育力活性化に向けて作成した「地域参画力育成プログラム」の活用促進

② 幼児教育について

- ・「幼稚園・保育所等パワーアップセミナー」の実施

幼稚園・保育所が、その専門性を生かし情報提供や子育て相談活動を行うなど、地域における幼児期の教育の中核的施設としての役割を果たせるよう指導力の向上を図っている。

- ・保育・教育アドバイザーの派遣

教員等への支援のため、要請に応じ保育・授業研究等に、経験豊かな幼児教育センターの顧問・専門員・指導主事を派遣している。

- ・幼稚園・保育所・小学校連携の推進

幼稚園・保育所と小学校の教職員の交流研修を実施し、幼稚園・保育所と小学校間の保育・教育の円滑な接続を目指している。

- ・幼児教育情報誌「おうち」の発行による望ましい家庭教育の啓発

幼稚園・保育所等に通う、3歳～5歳の子をもつすべての家庭に配布している。（年2回）

③ 道徳教育について

		あなたは、家族に「おはよう」「おはようございます」などのあいさつをしますか。(1つ選ぶ)							
		()は%							
選択肢		1		2		3		4	
回答者		いつもする		することが多い		しないことが多い		ほとんどしない	
小2	男	204	(49.3)	111	(26.8)	65	(15.7)	34	(8.2)
	女	225	(57.8)	88	(22.6)	56	(14.4)	20	(5.1)
	計	429	(53.4)	199	(24.8)	121	(15.1)	54	(6.7)
小5	男	214	(49.5)	123	(28.5)	60	(13.9)	35	(8.1)
	女	225	(54.1)	99	(23.8)	61	(14.7)	31	(7.5)
	計	439	(51.8)	222	(26.2)	121	(14.3)	66	(7.8)
中2	男	103	(31.8)	97	(29.9)	56	(17.3)	68	(21.0)
	女	137	(40.3)	96	(28.2)	69	(20.3)	38	(11.2)
	計	240	(36.1)	193	(29.1)	125	(18.8)	106	(16.0)
高2	男	99	(27.0)	93	(25.3)	84	(22.9)	91	(24.8)
	女	126	(31.5)	112	(28.0)	91	(22.8)	71	(17.8)
	計	225	(29.3)	205	(26.7)	175	(22.8)	162	(21.1)

栃木県総合教育センター「栃木の子どもの生活状況調査報告書」平成22年

- ・新学習指導要領への対応

小・中学校：特別活動をはじめとした各教科等における道徳教育との密接な関連を図りながら、計画的、発展的に道徳的価値

や人間としての生き方についての自覚を深め、道徳的実践力を育成する。

高等学校：公民科や特別活動のホームルーム活動を中心に、人間としての在り方生き方に関する教育を学校の教育活動全体を通じて行う。

・小動物飼育指導担当教員研修事業

子どもたちに生命を尊重する心や豊かな情操を育むため、獣医師の専門的な立場の指導のもと、動物飼育担当者の飼育に関する実践的な知識や技能の向上を図っている。

・とちぎの徳育推進事業

指導資料の活用を通して、教員個々の規範意識の高揚と指導力の向上を図るとともに、幼児から高校生までの子ども一人一人の規範意識の育成を図っている。

		あなたは、以前と比較して、今の子どもたちの規範意識（決まりや約束を守ろうとする意識）について、どのように考えていますか。（1つ選ぶ）							
		()は%							
回答者	選択肢	1		2		3		4	
		低下した		変わらない		向上した		その他	
小2	男	179	(45.4)	175	(44.4)	24	(6.1)	16	(4.1)
	女	172	(46.2)	178	(47.8)	15	(4.0)	7	(1.9)
	計	351	(45.8)	353	(46.1)	39	(5.1)	23	(3.0)
小5	男	179	(44.8)	191	(47.8)	23	(5.8)	7	(1.8)
	女	177	(46.6)	171	(45.0)	25	(6.6)	7	(1.8)
	計	356	(45.6)	362	(46.4)	48	(6.2)	14	(1.8)
中2	男	155	(52.5)	119	(40.3)	13	(4.4)	8	(2.7)
	女	149	(47.5)	144	(45.9)	15	(4.8)	6	(1.9)
	計	304	(49.9)	263	(43.2)	28	(4.6)	14	(2.3)
高2	男	163	(53.3)	124	(40.5)	15	(4.9)	4	(1.3)
	女	200	(58.5)	123	(36.0)	9	(2.6)	10	(2.9)
	計	363	(56.0)	247	(38.1)	24	(3.7)	14	(2.2)

栃木県総合教育センター「栃木の子どもたちの生活状況調査報告書」平成22年

・高等学校道徳教育プログラム事業（H20～21）

推進校4校が作成した指導プログラム（道徳教育の全体計画を含む）を他の県立高校に普及させ、各校における道徳教育の推進を図っている。

④ 交流教育の推進について

特別支援学校の児童生徒が、障害のない子どもをはじめ地域社会の人々と活動を共にすることは、児童生徒の経験を広め、社会性や豊かな人間性を養い、地域での自立や社会参加を果たす上で極めて有意義である。また、障害

のない子どもや地域社会の人々にとっても、特別支援学校の児童生徒とその教育に対して、正しい理解と認識を深めるための絶好の機会である。

そこで特別支援学校は、教育活動全体を通して小学校、中学校、高等学校等や地域社会の人々と活動を共にして相互理解を促進するため交流教育推進事業を実施している。

- ・ 実施校：県立特別支援学校（14校 分校1校）
- ・ 特別支援学校が近隣地域で実施する交流活動の推進
 - 文化的活動（音楽鑑賞、交流学習発表会等での交流）
 - 体育的活動（スポーツ、運動会等での交流）
 - 野外活動（栽培や収穫、奉仕活動等での交流）
 - 学習活動（授業を通しての交流）
- ・ 特別支援学校の児童生徒が居住地で実施する交流活動の推進
 - 小・中学校における交流活動（授業を通しての交流、手紙や作品での交流）
 - 居住地における地域行事等での交流活動（お祭り、子ども会での交流）

4 今後の本県教育に向けた施策の展開方向

(1) 学校教育推進のための方策

これからの学校教育においては、「基礎的、基本的な知識や技能の習得」「問題を解決するための思考力・判断力・表現力の育成」「学習意欲の向上」が求められている。

そこで、幼児期から小・中・高それぞれの発達の段階に応じた適切な指導・援助を行うことが子ども一人一人の学ぶ力を育むために重要となっている。さらに、本県独自の少人数学級など学びを支える魅力ある教育環境づくりについても推進する必要がある。

① 確かな学力の育成

ア 小・中学校段階においては、基礎的・基本的な知識や技能を身に付けさせるとともに、自分で考え、時と場に応じた適切な振る舞いができる態度を育むことが望まれる。

イ 県教育委員会では、基礎的・基本的な知識や技能を、本県のすべての子どもたちに確実に習得させるため、県独自に「とちぎの子どもの基礎・基本」を示すとともに、その定着を図るための問題事例集の作成や授業の改善に活かすための習得状況調査を実施している。さらに、今年度からは、これらを活用した取組が学校に定着するよう、県の指導主事による学校応援チームを派遣して支援している。

ウ 今後は、これらの取組に加え、地域の教育力を活かした学習支援や経験に支えられた知識や方法を後進に伝えることも含めて、教育に理解や熱意を持つ教員OB等の活用を図ることが必要である。

エ また、習得した基礎・基本を活用して自ら考え、判断し、表現する力、学習に取り組む意欲などを総合的に育成し、個性を生かす本県独自の教育の充実を図ることが必要である。

オ さらに、近年の急激な社会変化に伴い、子どもたちの社会性や規範意識などをいかに育成していくかが課題となっており、学校・家庭・地域社会・関係機関等が連携・協力しながら「心の教育」を総合的に推進していくことが望まれる。

カ 子どもを取り巻く一人一人の大人が、豊かな人間性や規範意識の重要性を再認識し、子どもたちをしっかりと導いていくこと、各学校においては、家庭や地域等と連携を図りながら、学校教育全体を通じた道徳教育の充実や発達の段階に応じた体験活動の充実を図っていくことなどが必要である。

② 児童生徒への指導・援助の充実

- ア 県教育委員会では、暴力行為、いじめ、不登校などの児童生徒の問題行動等の改善に向け、いじめ・不登校等対策チームによる学校訪問などを通して、児童・生徒指導体制の充実に努めているが、それらの対策が効果をあげることができるよう、スクールサポーターの拡充など施策の一層の改善、充実を図る必要がある。
- イ スクールカウンセラーは、様々な不安や悩みを抱えた子どもたちや保護者への支援と同時に、臨床心理に関する専門的な助言により、教職員が自信を持って指導にあたることができるようになるなどの効果があることから、各学校における教育相談・支援体制の強化のためにも、その配置拡大を図る必要がある。
- ウ 児童生徒の問題行動等については、未然防止・早期発見の観点での対応が特に重要であり、学校においては、「指導の指針」に掲げられている「学業指導の充実」により、学習や生活の基盤としての集団づくりを目指した取組を継続する。さらに、家庭に対しても、児童生徒が生活習慣を身に付け、意欲を高めることができるよう、「家庭学習のすすめ」などを引き続き配布するなど、今後とも、学校と家庭が連携して取り組んでいく必要がある。

③ 特色ある県立高等学校づくり

- ア 各高等学校においては、義務教育段階で習得した基礎的・基本的な学力を基にして、より多様で高度な学力を身に付けさせるため、特色ある教育課程の編成に取り組み、積極的に社会に参加できる人材の育成に努めている。
今後とも、生徒の自己実現を図るため、小・中・高等学校を通じた指導の連続性の中で、各学校における、生徒の実態や進路希望に応じた適切な教育課程を編成し、学力の保証、指導内容の工夫・改善を進めていくことが重要である。
- イ 県教育委員会では「高校教育活性化プラン事業」を通して、各学校における特色ある学校づくりを支援するとともに、「インターンシップ推進事業」や専門高校を対象とした「県立学校民間講師招へい事業」等を通して地域の人的資源、物的資源の活用を支援している。
高等学校で学ぶ生徒の社会的自立を促すためには、各高等学校が地域に根ざし、県民から信頼される特色ある学校づくりを進めるとともに、地域の人的資源、企業や大学、研究機関と連携した教育を一層充実していくことが必要である。

④ 小・中・高等学校における特別支援教育の充実

- ア 小・中学校の発達障害が疑われる児童生徒や高等学校への進学者の中で支援が必要な生徒に適切な指導及び必要な支援を行うことが重要である。
- イ このため、県教育委員会では、全ての公立の小・中・高等学校において校内委員会や特別支援教育コーディネーターを整備し、小・中学校では個別の指導計画に基づいた指導をしている。高等学校でも、中学校からの指導内容を引き継ぎ、個別の指導計画を作成し指導を進めている。
- ウ 今後、さらに特別支援教育の推進のため、小・中・高等学校一貫した指導体制の充実を図っていく必要がある。

⑤ 小・中学校における特別支援教育の教員の専門性向上

- ア 小・中学校では、特別支援学級の児童生徒数の増加が著しく、新たに担当する教員の専門性の向上が求められている。
- イ このため、県教育委員会では、今年度から、新任特別支援学級担当者への学校訪問による支援や県立特別支援学校が開催する研修会等を周知するなど、専門性向上に取り組んでいる。
- ウ 今後、研修交流の充実や実践に役立つ各種研修の拡充を図るなど小・中学校の多くの教員の専門性の向上を図っていく必要がある。

⑥ 特別支援学校における職業教育の指導充実

- ア 近年、知的障害特別支援学校高等部の生徒の増加が著しく、卒業後の自立を目指して、いかに職業教育を強化していくかが重要となっている。特に、障害が軽度な生徒が増加しており、これらの生徒に対する一般就労を目指した職業的自立支援策が求められている。
- イ このため、県教育委員会では、高等部の早い段階から、企業における体験学習を実施したり、昨年度から知的障害特別支援学校において、教員が企業や障害者就業・生活支援センターの職員などの外部の専門家から実践に役立つ助言を受け、職業に関する専門教科等の指導改善に努める事業を実施している。
- ウ 今後、障害が軽度な生徒一人ひとりの能力や特性に応じた職業的な自立支援を充実するためには、民間企業との一層の連携の強化や、職業教育を中心とした実践的な教育が行える高等特別支援学校の早期の設置に向け、基本的な枠組みについて学識経験者等の意見を積極的に聞くなど具体的な取組を進めていく必要がある。

⑦ 体力の向上

- ア 児童生徒の体力、運動能力を向上させるためには、子どもたちに十分な運動機会を与え、基礎的な運動能力を高めることが重要である。
- イ そこで、幼稚園、保育所と連携し、幼児期から運動習慣を身につけるとともに、児童生徒が積極的に運動に親しむため、体育の授業に加え、授業前や昼休み等を活用し、総合的に体力の向上を図るための施策を推進する必要がある。
- ウ また、体力向上には、運動部活動が大きな役割を果たしていることから、顧問の指導力の向上や地域のスポーツ指導者の活用を進め、運動部活動の充実を図る必要がある。

(2) 家庭及び地域の教育推進のための方策

学校、家庭、地域で育むとちぎの教育を推進するためには、それぞれの教育の責任と役割を明確にし、三者が連携して取り組むことが重要である。

家庭は教育の原点であり、すべての教育の出発点である。親等保護者が、子どもの生活習慣を涵養し、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るために行う教育を充実させるには、社会の変化に対応した支援が必要である。

また、家庭と学校を取り巻く地域には、家庭教育支援と学校支援の機能が期待されるとともに、市町村合併や学校の統廃合に伴う新たな地域づくりを視野に入れた地域の教育力の向上が求められる。

① 幼児教育の充実

- ア 就学前の幼児期は、生活や遊びといった直接的・具体的な体験を通して、情緒的・知的に発達し、あるいは社会性を養い、人間として、社会の一員として、よりよく生きていくための基礎を獲得する重要な時期である。
- イ このため、幼児期の子をもつ保護者への子育て支援を行うことや乳幼児が幼稚園や保育所において、集団で学ぶ経験を通して得た体験の成果を小学校へ円滑につなぐことが大切である。
- ウ 県教育委員会では、幼児教育センターを中心として、教育情報誌の配布や「幼稚園・保育所等パワーアップセミナー」などの各種施策を実施し、幼児期の教育や小学校との円滑な接続を支援している。
- エ 今後とも、子どもの発達の段階に応じた指導・援助を充実させるため、保護者支援や幼・保・小連携等の施策を一層推進していくことが必要である。

② きめ細かな家庭教育支援

ア 子育てに不安がある保護者や孤立している保護者等、すべての保護者に対して、地域の支援者や学校等と連携しながら家庭教育支援を行っていくことが大切である。

そのためには、すべての保護者が集まる機会を捉えて、学習機会を提供すること、発達段階の課題に対応した学習プログラムを提供すること、さらには相談機会を充実することが効果的である。

イ 乳幼児期の子を持つ保護者に対しては、検診機会を活用した学習機会の提供が全県的に広げられるよう、市町村との連携を進めていく必要がある。

小学生の子を持つ保護者に対しては、家庭教育学級やPTAの研修機会を捉えて、学習機会の充実を働きかけていくことが必要である。

思春期である中学生・高校生の子を持つ保護者に対しては、思春期特有の課題や働き盛り世代の保護者を考慮した学習プログラムの提供を行うとともに、学校行事やPTA研修を活用した学習機会の充実を図る必要がある。

ウ 障害がある子を持つ保護者に対し、学びやすい学習機会の提供などを学校等と連携して充実していくことが必要である。

エ 子育てに不安がある家庭への訪問など地域に根ざした家庭教育支援・相談機会の充実を図るため、家庭教育オピニオンリーダーや親学習プログラム指導者等の団体・グループと市町村や学校等との連携を更に深めて、支援を必要とする保護者への働きかけを充実する必要がある。

オ 働く保護者の家庭教育支援のため、企業等と連携した学習機会の提供やワークライフバランスの推進を図るとともに、社会全体で親子の学びや育ちを支援する環境を醸成する必要がある。

カ 家族間のコミュニケーションを深めるとともに、子どもの心を育む読書活動を推進するため、家族で読書習慣を共有する取組の充実を図る必要がある。

③ 地域の教育力の向上

ア 子どもの知育・徳育・体育の充実のために、地域の果たす役割が大きいことから、地域の教育力を学校支援活動や地域での教育活動で発揮する仕組みづくりが必要である。

そのためには、各種学級や講座等で学んだ成果や仕事などを通して

身につけた技能を生かしてボランティア活動を行う人と、受け入れる学校や地域とを結ぶコーディネーターの働きが重要である。

イ 高齢化や環境問題、子どもの安全の確保等、地域の課題に対応する取組の充実と地域社会の一員である子どもも含めた住民の社会参画を促す必要がある。

そのためには、効果的な学習プログラムの提供と市町村公民館等と連携した学習機会の充実が必要である。

ウ 特に、子どもの発達段階に応じた様々な体験活動のうち、幼児期の自然体験、小学校低学年の友達との遊びや動植物とのかかわり、小学校高学年から高校生期までの地域活動などは、地域社会と密接な関係があり、小学校・中学校では学区単位で学校・家庭・地域が連携して、効果的な体験活動機会の充実を図る必要がある。

エ さらに、伝統文化の継承や環境保護、特産品の開発等地域が若者に求める取組と、地域活動を求める高校生期の若者をつなぐ仕組みづくりが必要である。

④ 学校・家庭・地域の連携の深化拡充（ふれあい学習の充実）

ア 学校・家庭・地域の連携を推進するふれあい学習が本県で行われて10年が経ち、今後はその活動の成果と課題を踏まえ、社会の変化に応じた効果的な取組の推進が必要である。

イ 特に、ふれあい学習の推進のためには、コーディネーターの役割が重要である。そのため、学校にあっては、社会教育主事有資格者の活動支援の充実を図るとともに家庭教育支援を行う団体や地域の教育活動を支援するコーディネーターとのネットワークの充実が必要である。

⑤ 特別支援教育における地域との交流教育の充実

ア 特別支援学校の児童生徒が、障害のない子どもをはじめ地域社会の人々と活動を共にすることは、児童生徒の経験を広め、社会性や豊かな人間性を養い、地域での自立や社会参加を果たす上で極めて重要である。また、障害のない子どもや地域社会の人々にとっても、特別支援学校の児童生徒とその教育に対して、正しい理解と認識を深めるための絶好の機会である。

イ そこで、特別支援学校では、教育活動全体を通して小学校、中学校、高等学校や地域社会等の人々と活動を共にして相互理解を促進するため交流教育推進事業を実施しており、ここ数年交流校や交流団体、交流回数が増えるなど、一定の成果を上げてきている。

ウ しかし、交流相手が特定の学校や団体に限られている現状がある。特別支

援学校の児童生徒とその教育に対して正しい理解と認識をさらに地域社会へ広げていくためには、地域社会の一般の人たちへの理解促進が不可欠であり、積極的な交流事業の開催、学校へのボランティア参加のための促進策など具体的な取り組みを進めていく必要がある。

⑥ 体力の向上

- ア 体力の向上を進めるためには、家庭や地域の果たす役割が大きい。
- イ 子どもたちが家庭においても取り組むことができる運動遊びや保護者と一緒になってできる運動を奨励し、親子一緒に体力の向上を図ることが効果的と考える。
- ウ 地域においては、総合型地域スポーツクラブの活動が非常に効果的であることから、小・中学校と連携した取組を進める必要がある。またクラブ未設立の市町もあることから、クラブの設立・運営を支援する広域スポーツセンターの機能を充実し、一日も早い設立を進めるとともに、既に設立されている市町においては、さらに多くのクラブ設立に向け、支援を強化する必要がある。
- エ また、本県では4つのプロスポーツチームが活躍しており、トップレベルの競技を身近に楽しむことができる。この恵まれた環境を活かし、プロスポーツチームやトップアスリートと児童生徒との交流機会の拡大を図ることなどにより体力向上に努めるとともに、より多くの子どもたちがスポーツに親しむ機会になるよう取り組む必要がある。

5 おわりに

本委員会では、栃木県の将来を担う子どもたちを健やかに成長させることは、すべての県民が取り組むべき重要課題であるとの認識の下、「学校、家庭、地域ではぐくむとちぎの教育の推進」について、調査研究・議論を重ね、報告書を取りまとめた。

家庭は、基本的な生活習慣や善悪の判断力を身に付け、他人を思いやる心を養うなど、子どもの心身の成長の基盤となる場である。しかし、核家族化や少子化などを背景として、子どもへの接し方に不安や悩みを抱え、周囲に相談できず孤立してしまう親が増え、結果として家庭の教育力の低下を招いていることが指摘されている。さらに、地域の連帯感の弱まりや人間関係の希薄化などから、地域の教育力の低下も指摘されている。また、市町村合併や少子化等に伴い学校の統廃合など地域の状況が変化中、学校はこれまで以上に家庭、地域とともに子どもたちを育てていく、という視点を持つことが重要である。

このような教育をめぐる様々な情勢の変化に鑑み、約60年ぶりに教育基本法が改正され、これまでの「人格の完成」や「個人の尊厳」などの普遍的な理念を継承しつつ、新たに「豊かな情操と道徳心」を培うことや「健やかな身体」「自主・自律の精神」を養うことなどが教育の目標として規定された。さらに、教育を行う基本となる事項として、新たに学校・家庭・地域の相互の連携、協力が示され、それぞれの役割と責任も明示された。

これらを受け、県教育委員会では「とちぎの子どもの基礎・基本」を示すとともに、定着を図るための問題事例集を作成し習得状況調査を実施し、県の指導主事による学校応援チームの派遣、各高等学校における特色ある学校づくりのための高校教育活性化プラン事業など本県独自の施策を実施しているが、こうした取組を引き続き展開していくことが肝要であり、さらに充実させていく必要がある。

また、地域の教育力を活かした学習支援として、豊富な知識と経験を持つ教員OB等を活用することや、教育相談・支援体制を強化するためにスクールカウンセラーの配置拡大を図る必要がある。

さらに、すべての保護者が集まる機会を捉えて学習機会を提供することや地域の教育活動を支援するコーディネーターの養成など、家庭や地域の教育力向上に向けた取組も重要となる。

一方、近年、特別支援教育の対象となる児童生徒が増加していることから、職業的な自立支援を強化するために、高等特別支援学校の設置に向けた取組はぜひとも必要であると考えます。

本県の将来を担う子どもたちを健全に育成するためには、学校教育だけで

なく、家庭や地域の教育力を総合的に高める必要がある。学校だけに子どもの教育を任せたり、家庭や地域に責任を転嫁したり、或いは、それぞれが別々の指導を行うことは子どもを迷わせるだけであり、健やかな成長を望むことはできない。そこで、本県の子どもたちが、たくましく生きる力を身に付け、社会的に自立するために、学校や家庭、地域社会がそれぞれの役割と責任を果たし、一層の連携を深め、県民総ぐるみでとちぎの子どもを支え育てていくことが重要となる。

県においては、教育委員会事務局をはじめとする関係部局の緊密な連携の下、この報告書に盛り込まれた提言が、県政運営に十分に反映されるよう強く要望する。なお、厳しい行財政状況ではあるが、本県教育の振興のため、予算上の特段の配慮を求めるものである。

併せて、県議会としても、最大限の支援・協力を惜しまないことを申し添える。

6 委員名簿

とちぎの教育振興対策特別委員会

委員長	齊藤・秀
副委員長	五十嵐 清
委員	保母 欽一郎
委員	野村 節子
委員	琴寄 昌男
委員	阿部 寿一
委員	小瀧 信光
委員	五月女 裕久彦
委員	佐藤 栄
委員	螺良 昭人
委員	石坂 真一
委員	梶 克之

7 調査関係部課

教育委員会事務局 総務課
学校教育課
特別支援教育室
生涯学習課
スポーツ振興課